

# 平成27年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
------	--------------------

平成28年3月31日現在


## 1. 施設名等

施設名 (設置年月日)	愛媛県障がい者更生センター (昭和58年10月1日)	所在地 電話 HP	松山市道後町2丁目12番11号 089-925-2013 http://www.yurinso.jp/
----------------	-------------------------------	-----------------	---

## 2. 指定管理者

指定管理者名	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日	(5年間)
--------	-------------------	------	------------------------	-------

## 3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	身体に障がいのある人々又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。	施設の外観 													
施設内容	宿泊室(和室4人6室、洋室2人3室、和室14人、和室11人、和洋室5人)、大広間、会議室、娯楽室、食堂、厨房、喫茶コーナー、ロビー、温泉大・中浴場、家族浴室、身障者用トイレ、職員トイレ、事務室、支配人室、フロント														
指定管理者が行う業務	①更生センターの事業の実施に関する業務 ②更生センターの利用の許可に関する業務 ③更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④更生センターの利用の促進に関する業務 ⑤更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務														
施設の管理体制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">嘱託支配人(1)</td> <td rowspan="6" style="width: 10%; text-align: center;">└──┘</td> <td style="width: 60%;">嘱託副支配人(1)</td> </tr> <tr> <td>主任調理員(1)</td> <td>主査(1)(法人他施設と兼務)</td> </tr> <tr> <td>嘱託応接員(8)</td> <td>嘱託調理員(1)</td> </tr> <tr> <td>嘱託調理員(1)</td> <td>嘱託警備員(2)(法人他施設と兼務)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		嘱託支配人(1)	└──┘	嘱託副支配人(1)	主任調理員(1)	主査(1)(法人他施設と兼務)	嘱託応接員(8)	嘱託調理員(1)	嘱託調理員(1)	嘱託警備員(2)(法人他施設と兼務)				
嘱託支配人(1)	└──┘	嘱託副支配人(1)													
主任調理員(1)		主査(1)(法人他施設と兼務)													
嘱託応接員(8)		嘱託調理員(1)													
嘱託調理員(1)		嘱託警備員(2)(法人他施設と兼務)													
利用料金等	利用料金制 <input checked="" type="checkbox"/> 採用している <input type="checkbox"/> 採用していない 前年度からの変更 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし (変更ありの場合、その内容)														
開館日・開館時間	年中無休														

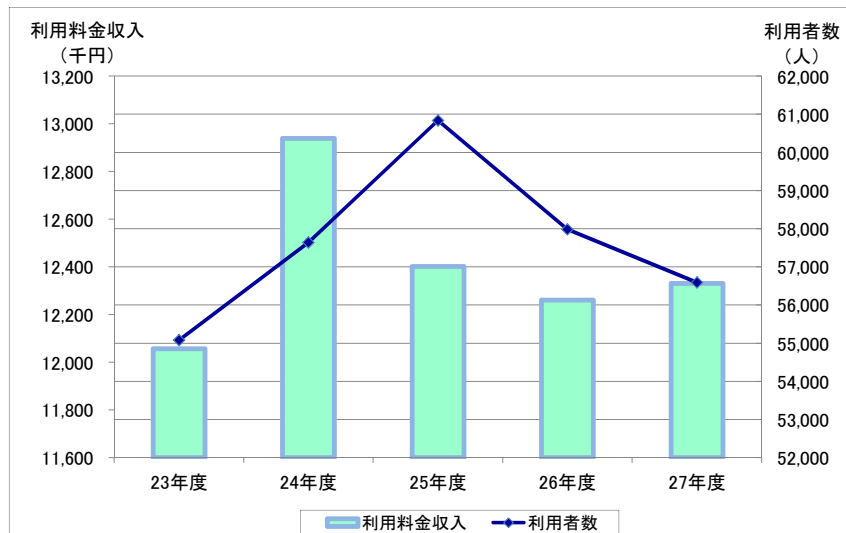
## 4. 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
県委託料(千円)	31,596	31,596	31,596	33,537	33,537	33,537

## 5. 施設の利用状況

### (1) 施設の利用者数と利用料金収入

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	対前年度増減率
利用者数(人)	55,079	57,639	60,837	57,979	56,593	△ 2.4 %
利用料金収入(千円)	12,056	12,938	12,401	12,260	12,331	0.6 %



### (2) 利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

(利用者数)

(利用料金収入)

## 6. サービスの質向上に向けた取組み

### ア) サービス向上を図る主な取組み

(○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は新たな取組み、※は利用者からの要望による取組み)

平成27年度の内容	平成28年度の内容(予定含む)
<p>○県内はもとより四国、中国、近畿、九州各県の障がい者施設等への宣伝広報</p> <p>○ホームページに宿泊予約状況等を掲載し、ネット予約を可能にした。</p> <p>○イベントの開催、関連施設及び地元趣味サークルによるロビー展の開催</p> <p>○道後温泉地区立地の優位性、温泉引き湯の大浴場の魅力及び全館バリアフリーの施設構造等を軸とした宣伝広報</p> <p>○県外利用者増加策としてハイウェイマップ「わおマップ松山」等への広告掲載</p> <p>○クレジットカード決済の導入</p> <p>○福祉施設の園祭に弁当販売のブースを出し、チラシ配布などの広報活動</p> <p>○「えひめFreeWi-Fi」の設置</p> <p>☆身体障がい者向けの歩行器や聴覚障がい者用の呼び出しブザーなど障がい者のための備品の整備</p>	<p>☆大規模修繕による施設のリニューアルを、県内外の障がい者施設や老人施設へパンフレットやチラシにより広報活動</p> <p>○隣接する身体障がい者福祉センターとの一体利用を進めて、高校生の合宿やボランティアグループの利用等促進</p> <p>○視聴覚障害者コンサート等のイベントの開催。また、関連施設及び地元趣味サークルによるロビー展の開催</p> <p>○道後温泉地区立地の優位性、温泉引き湯の大浴場の魅力及び全館バリアフリーの施設構造等を軸とした宣伝広報</p> <p>○県外利用者増加策として情報誌への広告掲載</p> <p>☆障がい者や高齢者など食物アレルギーのある方に配慮したメニューの開発・研究</p>

### イ) 利用者からの声への27年度の対応状況

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容	利用者からの苦情・要望への主な対応状況
<p>・部屋に加湿器があったのは嬉しかったが、トイレが遠いので、夜中トイレに起きる人には少し辛かった。</p>	<p>・トイレについては施設の構造上の問題であるため現状では対応が難しいが、予約の際可能な限りトイレに近い部屋を用意し、又はポータブルトイレを準備している。</p>

## 7. 27年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	県の施設所管課の確認・検証意見
<p>平成27年度の施設利用者数は、前年度より1,467人減少し、使用料収入は前年度より約822千円の微増となった。利用者数の減少は、日帰り入浴者の減少が要因で、利用料収入の増加は、インターネットによる宿泊者の増加及び安くて美味しい料理の提供や「昼膳」などのリピーター増によるものと考えられる。</p> <p>施設整備においては、大・中浴場が浴槽水位の低下を招かないよう浴槽水位制御装置の更新を行った。また、前年度の和室客室に続き、洋室客室の照明を人感センサー付きLED照明へ取替え、フロント・事務室・娯楽室・会議室などの照明もLED照明機器に交換したことにより、利用者の利便性と経費節減を図った。</p> <p>平成28年度予定の大規模修繕により、客室にバス・トイレがないなどの構造上の問題点が解決されることから、平成29年の「えひめ国体」や「全国障害者スポーツ大会」に向け、参加する各県選手団が競技に集中できる快適な宿泊施設を目指すとともに、障がい者や高齢者に親しまれる施設となるよう職員の育成と更なる施設整備を進める。</p> <p>障害者差別解消法の施行に向けた取組みとして、点字パンフレットの作成並びに身体障がい者用の歩行器及び聴覚障がい者用の呼び出しブザーの整備等、障がい者に対する合理的な配慮のための体制を整えた。</p>	<p>施設固有の問題(各室にトイレが設置されていないこと、シングルルームがないことなど)等があり、消費税が増税されるなか、施設利用者数は減ったものの、点字パンフレットの作成及び身体障がい者向けの歩行器や聴覚障がい者用の呼び出しブザーなどの備品の整備等、障がい者に対して合理的配慮を行うよう努めたことは評価できる。</p> <p>施設利用に当たっては、利用者に対しその方法等について十分説明を行い、更なるサービス向上に努めていただきたい。</p> <p>事業利益が大幅に見込まれる場合には、施設の今後の維持補修、備品購入計画を作成し、可能な限りこれに充てること。</p>

## 8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

サービス改善や広報活動により利用者数が増加していることは指定管理者制度導入の効果として認められる。